



平成 28 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 へ り オ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鍵 本 忠 尚  
(コード番号:4593、東証マザーズ)  
問 合 せ 先 管 理 領 域 管 掌 取 締 役 松 田 良 成  
(TEL 03-5777-8308)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 25 日に開催予定の第 5 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び第39条第2項の一部変更を付議するものであります。

なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略) (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役 of 責任免除) 第 39 条 (条文省略)	(監査役 of 責任免除) 第 39 条 (現行どおり)

<p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 3 月 25 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 25 日 (金)

以上